		公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター（平成十年七月一日に財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターという名称で設立された法人をいう。）	東京都渋谷区渋谷二丁目十七番五号	第五十九条第二号の二、第六号、第十三号、第十七号及び第二十一号の二から第二十一号の四までに掲げる区分	日本全域
		一般財団法人さいたま住宅検査センター（平成十二年三月十六日に財団法人さいたま住宅検査センターという名称で設立された法人をいう。）	埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目十二番三号	第五十九条第二号の二に掲げる区分	埼玉県、東京都、千葉県、茨城県、栃木県及び群馬県
2	（略）				
（権限の委任） **第八十条**　法第六条の二第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）、法第七条の二第一項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）及び法第四章の二第二節並びに第三十一条に規定する国土交通大臣の権限のうち、その確認検査の業務を一の地方整備局の管轄区域内のみにおいて行う指定確認検査機関に関するものは、当該地方整備局長に委任する。					
2	（略）				

		公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター（平成十年七月一日に財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターという名称で設立された法人をいう。）	東京都渋谷区渋谷二丁目十七番五号	第五十九条第二号の二、第六号、第十三号、第十七号及び第二十一号の二から第二十一号の四までに掲げる区分	日本全域
		一般財団法人さいたま住宅検査センター（平成十二年三月十六日に財団法人さいたま住宅検査センターという名称で設立された法人をいう。）	埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目十二番三号	第五十九条第二号の二に掲げる区分	埼玉県、東京都、千葉県、茨城県、栃木県及び群馬県
		一般社団法人建築構造技術支援機構	大阪府吹田市広芝町三番二十九号	第五十九条第六号に掲げる区分	日本全域
2	（略）				
（権限の委任） **第八十条**　法第六条の二第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）、法第七条の二第一項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）及び法第四章の二第二節並びに第三十一条に規定する国土交通大臣の権限のうち、その確認検査の業務を一の地方整備局の管轄区域内のみにおいて行う指定確認検査機関に関するものは、当該地方整備局長に委任する。					
2	（略）				

		法人東京都防災・建築まちづくりセンターという名称で設立された法人をいう。）	東京都渋谷区渋谷二丁目十七番五号	第五十九条第二号の二、第六号、第十三号、第十七号及び第二十一号の二から第二十一号の四までに掲げる区分	日本全域
		一般社団法人日本膜構造協会	東京都港区虎ノ門一丁目十三番五号	第五十九条第二号の二、第六号、第十三号及び第十七号に掲げる区分	日本及び外国の全域
		一般財団法人さいたま住宅検査センター（平成十二年三月十六日に財団法人さいたま住宅検査センターという名称で設立された法人をいう。）	埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目十二番三号	第五十九条第二号の二に掲げる区分	埼玉県、東京都、千葉県、茨城県、栃木県及び群馬県
		（新設）	東京都港区虎ノ門一丁目十三番五号	平成二十三年三月二十四日	平成二十五年一月十六日
2	（略）				
（権限の委任） **第八十条**　法第六条の二第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）、法第七条の二第一項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）及び法第四章の二第二節並びに第三十一条に規定する国土交通大臣の権限のうち、その確認検査の業務を一の地方整備局の管轄区域内のみにおいて行う指定確認検査機関に関するものは、当該地方整備局長に委任する。					
2	（略）				